

令和7年第9回南三陸町農業委員会総会会議録

日 時 令和7年9月25日(木) 午後1時28分から午後2時52分まで

場 所 南三陸町役場 2階会議室

出席者・農業委員

1番 菅 原 博 文 君	3番 佐 藤 茜 君
4番 山 内 勇 喜 君	5番 鈴 木 麻 友 君
6番 阿 部 あい子 君	7番 阿 部 高 裕 君
8番 阿 部 博 之 君	9番 遠 藤 重 幸 君

・農地利用最適化推進委員

志津川地区 及 川 博 喜 君	歌津地区 山 内 敏 郎 君
戸倉地区 阿 部 俊 幸 君	

欠席者・農地利用最適化推進委員

入谷地区 西 城 勝 志 君

議事録署名委員

5番 鈴 木 麻 友 君	6番 阿 部 あい子 君
--------------	--------------

説明のため出席した者の指名 なし

事務局職員出席者 事務局長 佐 藤 正 行 次長兼主任 加 藤 信 男
主事 佐 藤 京 介

議事日程第 1 行事報告
第 2 会議録署名委員の指名
第 3 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第34号 農用地利用集積等促進計画について
議案第35号 南三陸町の地域計画及び目標地図の変更について
第 4 報告第 9号 農地法第3条の3(相続等による権利移動)について
報告第10号 農地法第18条の通知について

第 5 その他

審議状況 本日の会議に付した議案 第31号、第32号、第33号、第34号、第35号

(会議本文)

午後1時28分 開会

- 事務局長（佐藤正行君）それではこれより令和7年第9回南三陸町農業委員会総会を開会いたします。本日の総会は8人中8人出席ですので、会議が成立していることを報告いたします。始めに遠藤会長よりご挨拶をいただきます。
- 会長（遠藤重幸君）それでは一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。本日は農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様方には稲刈等で公私ともお忙しい中、総会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

季節の方もお彼岸になったということで、あの暑さがどこに行ったのかと思うほど涼しくなりました。何百年も前からの暦のとおりになるんですね。宮城県は、昨年もですが今年も台風被害もなく、米については非常に作柄が良いわけであります。被害もなく価格も高いということで、この間の新聞では5キロが4,000円弱ということでございますので、今までにない高い米になったということであります。しかし、この間のテレビでも言っておりましたがコーラの自動販売機でも20円全部値上がりするという時代でありますから、これから自民党の皆さんが色々やっている間に世の中の物価がどんどん上がって行くというわけでありますから、非常に心配されるわけであります。こういうことが決まらないで騒いでいる間にもどんどん進んでおりますので、昔の自民党は無くなったということで心配しております。

そういう訳で農業については非常に良いわけでありますので、雨も降ったのですが、乾いた田んぼでありましたので、稲刈等の作業も順調に進んでいるように思います。それから阿部博之委員の方ではぶどうの販売もされたようですが、非常に好成績だということであります。色々な面で良いことがあるわけでありますので、農業の方ももっと努力してやっていただくようお願い申し上げます。簡単でありますが開会の挨拶に代えさせて頂きたいと思っております。本日はどうもご苦勞様でございます。

日程第1 行事報告

- 事務局長（佐藤正行君）続きまして次第3番、行事報告について報告いたします。
(総会資料により行事報告を説明。)
- 事務局長（佐藤正行君）以上が行事報告となります。次第により会議録署名委員の指名、その後の議事進行を会長にお願いいたします。遠藤会長お願いいたします。

日程第2 会議録署名委員の指名

- 会長（遠藤重幸君）それでは次第に基づきまして進めていきたいと思っております。次第の会議録の署名委員について、私の方から指名してよいとお諮りしたいと思います。よろしいですか。（「はい」の声あり）
- 会長（遠藤重幸君）それでは本日の会議録の署名委員は5番委員さんと6番委員さんをお願いいたします。

日程第3 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について

- 会長（遠藤重幸君）それでは議事に入ります。議案第31号 農地法第3条の規定による許可

申請について上程いたします。事務局より説明をお願いします。

- 主事（佐藤京介君）総会資料及び議案参考資料により説明。移住者による空き家購入に伴い隣接の同所有者の農地も購入したいもの。自家消費用の野菜の作付けを行う。
- 会長（遠藤重幸君）それでは現地調査された委員さんより報告をお願いします。
- 5番（鈴木麻友君）概要は事務局の説明のとおりです。現地写真を見ていただくとわかると思うのですが、多分しばらくは手入れをされていなかったのかなということで草木は生い茂っていますが、これから耕作されるというところで、周囲への影響はないのかなと思いました。以上です。
- 会長（遠藤重幸君）どうもありがとうございました。他に補足説明ができる方はありますか。
- 8番（阿部博之君）この場所は我が家のすぐそばでありまして、この[]の家族が住んでいたんですけども、5年くらい前ですかね、色々な事情があつて[]の方に引っ越したということで、その後ずっと空き家状態で、最初のうちはたまに来て草刈り等々していたのですが、ここ3・4年はほぼ放置されていた感じで写真にあるような状況になっています。この譲受人の[]という方とも何回か会って面識があるんですが、今愛知県に住んでいますけども、ボランティア活動を一生懸命やっている方で、元々大きな会社にいたんですけども、そこを早期退職してボランティア活動をしているということで、ボランティアの方々が、例えば東北とかに飛び出していけるようなボランティアの拠点のような、基地のようなイメージの住まいとして考えているそうです。なので、[]個人の所有にはなると思うんですけども、色々なボランティア活動をしたい人なんかがそこを拠点に泊まったりなんかして、その後秋田の水害に出向くとかをやっていきたいと思っています。その家も裏側の方がちょっとやっぱり傷んでいるんですが、その補修もボランティア仲間で訓練のために手を入れたいと考えているようですので、多分一生懸命やるんでないかなと思います。以上です。
- 会長（遠藤重幸君）ありがとうございました。
- 推進委員（山内敏郎君）質問なんですけども空き家というのはこの上のところなんですか。
- 8番（阿部博之君）そうです上です。
- 会長（遠藤重幸君）他に補足説明できる方はありますか。無ければ質疑に入りたいと思います。この件について質問のある方がおりましたらお願いいたします。
- 会長（遠藤重幸君）質問が無いようですので採決をしたいと思います。それでは議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について、ナンバー1について原案通り承認することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）
- 会長（遠藤重幸君）異議なしということですので、原案通り承認することに決定いたします。

日程第3 議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請について

- 会長（遠藤重幸君）それでは議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請について上程いたします。事務局の説明を求めます。
- 主事（佐藤京介君）総会資料及び議案参考資料により説明。住宅兼駐車場の設置のための農地転用案件。令和7年第3回総会時に農振農用地から除外したもの。
- 会長（遠藤重幸君）それでは現地調査された委員さんより報告をお願いします。
- 5番（鈴木麻友君）伺った当日はきれいに手入れがされていました。現時点では分筆した残り

のところで何か作物を育てているところはありませんでしたので、そちらへの何か影響があるということもないのかなと思いました。当日確認すれば良かったんですけど、計画者の中に駐車スペース4台分というのがあるかと思うんですが、それも分筆して申請が上がっている方の家の前の方を使うということでしょうか。

- 主事（佐藤京介君）議案参考資料に図面があるかと思いますが、図面の先端の方、このところに車を4台止めるイメージという内容になります。
- 5番（鈴木麻友君）ありがとうございました。以上です。
- 会長（遠藤重幸君）どうもありがとうございました。この件について他に補足説明できる方はありますか。
- 会長（遠藤重幸君）無いようですので質疑に入ります。この件について質問のある方がおりましたらお願いいたします。
- 8番（阿部博之君）ここは何の時か見たよね。
- 主事（佐藤京介君）7番委員さん8番委員さんには、元々ここは農業振興地域に指定されているところとして、振興地域から除外したいということで、元々住宅建設の予定があって、まず除外をしたいということで見に行った場所です。
- 8番（阿部博之君）その時たしかにグラウンドゴルフやれるようになっていて、そういうのが今回撤去されているということで、しっかり法を遵守する人なんだなと感じたところです。それ以外は特段問題ないのかなと思いました。以上です。
- 会長（遠藤重幸君）どうもありがとうございました。他に質問のある方はありますか。
- 8番（阿部博之君）ここ水はあるんですか。水道。
- 7番（阿部高裕君）手前に住宅もあったんで。
- 8番（阿部博之君）写真に消火栓ってあるかた。消火栓って町水道だよね。水のないところに住宅は建てられないもんね。
- 推進委員（及川博喜君） の方に水道出るトイレありますもんね。
- 8番（阿部博之君）あそこまで行っているんだ。じゃあ大丈夫なんだね。
- 会長（遠藤重幸君）他に質問ございますか。無ければ採決をしたいと思います。議案第32号農地法第4条の規定による許可申請について、原案通り承認することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）
- 会長（遠藤重幸君）異議なしということですので、原案通り承認することに決定いたします。

日程第3 議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について

- 会長（遠藤重幸君）それでは議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について上程いたします。事務局の説明を求めます。
- 主事（佐藤京介君）申請番号1番について総会資料及び議案参考資料により説明。太陽光発電設備の設置のために農地を売買するもの。
- 会長（遠藤重幸君）それでは現地調査された委員さんより報告をお願いします。
- 5番（鈴木麻友君）現地の様子は現地写真のとおりで草がだいぶ生い茂っている状況で、となりの 、 から奥に入った方も同じように現在は使われていないという状況でしたので、ここに太陽光パネルが設置されても周囲の作物への生産に影響はないのかなと思います。

した。以上です。

- 会長（遠藤重幸君）どうもありがとうございました。この件について補足説明できる方はおりますか。
- 1 番（菅原博文君）この持ち主の人達は漁業をやっている方々で、子供たちはいるのですが、よそで暮らしているので田んぼとかやる気があるようにはないから、売ってしまった方が良いのではないかなと思ったのだと思います。以上です。
- 会長（遠藤重幸君）どうもありがとうございました。他にございませんか。無ければ質疑に入ります。この件について質問のある方がおりましたらお願いいたします。
- 会長（遠藤重幸君）無ければ採決をしたいと思います。議案第 33 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、申請番号 1 番について原案通り承認することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）
- 会長（遠藤重幸君）異議なしということですので、原案通り承認することに決定いたします。
- 会長（遠藤重幸君）続きまして申請番号 2 番について事務局の説明をお願いいたします。
- 主事（佐藤京介君）申請番号 2 番について総会資料及び議案参考資料により説明。災害対策用ブロック・環境ブロック置場として資材置場の設置のために農地を売買するもの。
- 会長（遠藤重幸君）それでは現地調査された委員さんより報告をお願いします。
- 5 番（鈴木麻友君）この添付されている土地選定理由書に記載のとおりだなと思いました。休耕地になっているということと、周りの状況を踏まえてということと、事務局から説明があったとおり以前も同様の形で使われていたこともあるということ、選定されたところもあったのかなと思いました。周囲への影響は特に気になることはありませんでした。以上です。
- 会長（遠藤重幸君）どうもありがとうございました。この件について他に補足説明ができる方はおりますか。
- 8 番（阿部博之君）ここはどこだろう、 。
- 1 番（菅原博文君） だね。ここは生コン工場だったんだね震災後。
- 会長（遠藤重幸君）あそこは解体もしないであのままで良いんだろうか。使う予定なんかないよね。
- 1 番（菅原博文君）あとは無いだろうね。
- 会長（遠藤重幸君）災害来たら使うために置いているのかな。
- 1 番（菅原博文君）わからないんだね。先ずコンクリを運搬する距離が、 とかあっちからこっちまでだとコンクリが固まってしまうというために、ここに一基作ったんだろうね。
- 会長（遠藤重幸君）あれも の管轄だったの。
- 1 番（菅原博文君）それはわからないね。
- 会長（遠藤重幸君）ここで暫時休憩いたします。
～午後 2 時 01 分から午後 2 時 06 分まで休憩～
- 会長（遠藤重幸君）それでは再開します。他に質問のある方はおりますか。無いようですので採決をしたいと思います。議案第 33 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、申請番号 2 番について原案通り承認することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）
- 会長（遠藤重幸君）異議なしということですので、原案通り承認することに決定いたします。

日程第3 議案第34号 農用地利用集積等促進計画について

- 会長（遠藤重幸君）それでは議案第34号 農用地利用集積等促進計画について上程いたします。議事参与の制限がございますので、阿部俊幸委員は退席願います。

（阿部俊幸委員退席）

- 会長（遠藤重幸君）事務局の説明をお願いいたします。
- 主事（佐藤京介君）総会資料により説明。利用権設定終了に伴う再契約。田んぼで牧草を作付けする転作を行う。雨天で道路状況が悪かったため現地確認実施なし。
- 会長（遠藤重幸君）それではこの件につきましては、補足説明ができる方はありますか。
- 7番（阿部高裕君）この場所はずちの田んぼのさらに奥のところで、先ほど説明があった通り■■■■がもともと牧草を育てていた場所です。毎年きれいに牧草も作っていて、特に問題はないかと思います。以上です。
- 会長（遠藤重幸君）ありがとうございました。他にありますか。
- 会長（遠藤重幸君）無いようですので質疑に入りたいと思います。この件について質問のある方はありますか。
- 会長（遠藤重幸君）質問が無いようですので採決したいと思います。議案第34号 農用地利用集積等促進計画について原案通り承認とすることにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）
- 会長（遠藤重幸君）異議なしということですので、原案通り承認することに決定いたします。
- 会長（遠藤重幸君）それでは退席していた阿部委員に席に戻るよう伝えてください。

（阿部俊幸委員着席）

日程第3 議案第35号 南三陸町の地域計画及び目標地図の変更について

- 会長（遠藤重幸君）それでは議案第35号 南三陸町の地域計画及び目標地図の変更について上程いたします。事務局の説明を求めます。
- 主事（佐藤京介君）総会資料及び議案参考資料により説明。地域計画に定めている農地において太陽光発電設備の設置を行うため地域計画からの除外をしたいという申し出があり、南三陸町より意見を求められているもの。
- 会長（遠藤重幸君）この件について質問のある方がおりましたらお願いいたします。
- 8番（阿部博之君）確かにこの場所ずっと今年に入って作付けされていないなと見ていまして、それまでは町内で一番早く田仕事する家だったんですよ。立ち入ったこと聞くけど誰の家なんだべ。この■■■■というのは、今はこちらにいないの。
- 主事（佐藤京介君）今は町内にお住いではありません。■■■■だったかと思います。その方が所有者になっております。
- 会長（遠藤重幸君）春先にトラクターか何かをかけたんでないの。昔は棒掛けしていたよ稲を。
- 8番（阿部博之君）まあ意見を求めるということなので意見を述べさせていただければ、「この場所に太陽光か」というのがあります。道路沿いだし。■■■■の人達は多面的のあれに入っている地域なので、そこで誰かがやってくれたらいいのになというのが率直な感想です。
- 4番（山内勇喜君）持ち主の人達と作付けしている人達は違ったということなんじゃないですか。■■■■に移住してしまったという■■■■は誰かに貸していて誰かが作っていたんじゃない

いですかねずっと。

- 会長（遠藤重幸君）前の家の人達が作っていたんじゃないのか。
- 8 番（阿部博之君）どうだったかな。わかんないか。
- 4 番（山内勇喜君）わからないですねまったく。
- 会長（遠藤重幸君）太陽光っていうけど今までの売買の太陽光とは違うんだよね。
- 4 番（山内勇喜君）業者さんでなく個人でやるっていうことなんですか。
- 主事（佐藤京介君）それは今後の申請になってくるんですけども、一応売買になる予定です。今までの会社とは違うと思います。春先に一度相談はあったのですがそれ以降何も連絡がなく、ここにきて動き出したという感じです。
- 会長（遠藤重幸君）太陽光発電だからいくら道路の側で宅地が高いからと言って、値段が決まっているんだ。100万以上しないことに。
- 8 番（阿部博之君）土地代。
- 会長（遠藤重幸君）土地代。だから100万以上はしないはずなんだ、場所が良い場所でも。
- 8 番（阿部博之君）この■■■■■建ったところも今なんていうんだっけ。えっと、■■■■■になっているのか。変わっていく地域なのかなと思うんだけどね。
- 4 番（山内勇喜君）これ■■■■■の地域の人達って、特に意識とかはなかったんですか。
- 会長（遠藤重幸君）何も道路に隣接しているところでいえば太陽光もなかったもんね。
- 8 番（阿部博之君）今回の諮問はどことどこに行っているの。
- 次長（加藤信男君）関係機関としては、このほかに農協とあとは。
- 事務局長（佐藤正行君）あとは地元の組合です。
- 8 番（阿部博之君）組合だよ、一番はね。
- 事務局長（佐藤正行君）とくに意見なしでできています。
- 8 番（阿部博之君）特に意見なしなのか。
- 事務局長（佐藤正行君）一点だけよろしいでしょうか。今職務代理から「ここに太陽光」という話があったんですけど、逆にここに家だったら皆さんどうしますか、という話しだと思えます。家だから良いつて言うんですかと、多分これって目標地図と地域計画なんで、「この土地を農地として使わないことについてどうですか」という意見だと思うんですよ。何をその上に作るっていうことは、そこは論点ではないと思っています。
- 会長（遠藤重幸君）そう言われるとダメとは。
- 1 番（菅原博文君）そうなんだよ、そうすると俺たちがダメという権利というか資格がないってことだよ。
- 事務局長（佐藤正行君）なので、「これだけ条件として良いところだから、農地として使うべきだ」という意見になるんじゃないですか、ということです。
- 4 番（山内勇喜君）まあそっちですよ。これだけの条件の良くて近辺からトラクターも入りやすく、「ここを田んぼとして作付けしても良いよ」という人が探せばいるんじゃないですか。ただ持ち主の人は手放したいとか、そっち側でしょうから。
- 8 番（阿部博之君）まあここにいない人がこうやって申請してきているとなると、何も言えないよな、そうなるとな。
- 事務局長（佐藤正行君）極論ですけど、意見は意見として出していただいて全然良いと思うん

ですよ。あとはそれを最終的に町長がどう判断するかということなんです。

- 3番（佐藤茜君）しょうがないけど、なるべく耕作して欲しい、という意見として出せるということですよ。どうしてもの場合止むを得ないけど、みたいな。
- 8番（阿部博之君）という風に思います。
- 3番（佐藤茜君）わからないから聞くんですけど、多面とか地域計画って一個すっぽりこの場所が抜けちゃうってなにも影響はないんですか。
- 主事（佐藤京介君）多面的機能支払交付金は、そもそも農地を集団的に守っていかうというようなもので、みんなで泥上げとか草刈とかするからお金を国から出しますという制度なので、面積に応じて出るんですよ。なので、今回この面積が減ることによって多面的機能支払交付金のお金も減りますし、多面的機能支払交付金は5年間の計画で動くので、今ちょっと何年目かはわからないんですけど、例えば今3年目で過去に3年お金もらっていますよってなったら、その3回分も遡ってお金を返してくださいというようになります。そこについては、地元のその組織との説明はもう済んでいるとは伺っております。
- 会長（遠藤重幸君）地元の説明で良いって言われたらば。
- 8番（阿部博之君）こっちからはとやかく言えないよね。
- 3番（佐藤茜君）でもなるべく耕作者を探して、できることなら耕作して欲しいという意見を付すことはしても良いのかなと思います。
- 8番（阿部博之君）良いと思います。
- 会長（遠藤重幸君）まあ農業委員会からはそういう意見という。ただこの人がそう言われたからと言って太陽光をやめるっていうのはどうなのかな。
- 8番（阿部博之君）だからそういう意見を伺った上であとは町長が判断するということだと課長言ったからね。それでよいと思います。
- 会長（遠藤重幸君）それではこれは異議がないという承認でいいのかな。
- 主事（佐藤京介君）異議がないという前提で、今お話しがでていた、「耕作者を探して耕作に努めるように」という文言を付して、回答するという格好でよろしいでしょうか。
- 8番（阿部博之君）はい。
- 会長（遠藤重幸君）それでは議案第35号 南三陸町の地域計画及び目標地図の変更については、今言われたとおりのことで決定をしたいと思います。

日程第4 報告第 9号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）について

- 会長（遠藤重幸君）それでは報告第7号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）について事務局の説明を求めます。
- 主事（佐藤京介君）総会資料により、相続による権利移動の届出があったものを報告。
- 会長（遠藤重幸君）どうもありがとうございました。この件について質問のある方がおりましたらお願いいたします。
- 会長（遠藤重幸君）質問が無いようですので、報告は以上とします。

日程第4 報告第10号 農地法第18条の通知について

- 会長（遠藤重幸君）それでは農地法第18条の通知について事務局の説明を求めます。

- 主事（佐藤京介君）総会資料により、利用権設定の合意解約があったものを報告。
- 会長（遠藤重幸君）どうもありがとうございました。この件について質問のある方がおりましたらお願いいたします。
- 会長（遠藤重幸君）質問が無いようですので、報告は以上とします。
- 会長（遠藤重幸君）これにて全ての議事が終わりましたので、進行を事務局にお返しいたします。

日程第5 その他

- 主事（佐藤京介君）それでは事務局より、「農業委員会の法令順守の申し合わせ決議」についてご説明いたします。
- 主事（佐藤京介君）こちらは今年度、農地利用最適化推進委員による農地への不法投棄に伴う逮捕・起訴や、農業委員会事務局職員による虚偽有印公文書の作成といった不祥事が相次いで他県で発生しています。行政委員会である農業委員会は、法令を遵守し、公正かつ公平な職務の遂行、とりわけ農地制度の適正な運用に努めなければなりません。この件に関しては、令和元年11月28日に開催された「令和元年度全国農業委員会会長代表者集会」において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図ることが確認されました。その決議を踏まえ、都道府県農業会においては、研修会の開催、DVDやリーフレットの作成・配布等の取組が実施されており、全国農業委員会会長大会においても、令和2年以降毎年、「綱紀保持の取組の徹底」が全国組織運動の申し合わせとして決議されています。

南三陸町農業委員会においても、令和6年第13回総会においてコンプライアンス研修を実施しましたが、改めて農業委員会の社会的責任の重大さを再認識し、同種の不祥事を未然に防止するため、本総会において農業委員会の法令遵守に関する申し合わせを決議するものです。

全国的に発生した事案であるため、コンプライアンス研修はもとよりこの申し合わせ決議を総会で行って欲しいと通知があったものでございます。

- 主事（佐藤京介君）では内容を読み上げさせていただいて、みなさんにご審議願います。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。1 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。2 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。令和7年9月25日 南三陸町農業委員会

- 主事（佐藤京介君）皆様におかれましては、今一度この内容をご確認いただきまして、また議

事録に残すようにとありますので、これも残したいと思います。何かこの件に関してご質問等はありませんでしょうか。

- 5番（鈴木麻友君）質問ではないんですけど、併せて感じていることなんですが、案件の審議は個人情報がとても詰まっているというのはわかっているし当たり前だと思うんですけども、この場で話される内容にも個人的な情報があるなど感じていて、その取り扱いも一人一人が意識して気を付けられると良いのかなと改めて思いました。
- 主事（佐藤京介君）書類の情報というのは無くさないようにできますが、ここで得た情報というの大きな個人情報を含んでいます。例えばあそこの人今ここに住んでいるという話が出たから、隣近所の方にふらっと話すとかも慎んでいただければと思います。
- 5番（鈴木麻友君）あとこの場で話すことって議事録が残るので、審議に必要のないこと、なさそうなことはむやみに話さない方が良いのかなと思います。
- 主事（佐藤京介君）ありがとうございます。他になればこの件は終わりにしたいと思います。
- 主事（佐藤京介君）連絡事項として
 - ・ 次回現地確認・・・10月17日（金） 担当：7番委員、8番委員
 - ・ 令和7年第10回総会・・・10月24日（金） 南三陸町役場2階会議室にて
 - ・ 総会后、最適化活動の報告会及び利用状況調査推進会議を行うのでこの場でお待ちいただきたい。

（閉会の挨拶）

職務代理（阿部博之君）どうも忙しい中審議お疲れ様でした。昨日■■■■の■■■■の田んぼの手伝いというか、終わりそうにないなと思って手伝いに行ったらコンバインをはめてしまったんですね。トラクターで引く羽目になりました。今年のこの渇水なのにこれだけ沼になっている田んぼはないなと思ってびっくりしたんですけども、まだ農業をやって日が浅いということでこの時期に田んぼは乾かさなきゃいけないというのがやっぱりわからないということになるのかなと思います。

前回9月の頭に研修があったときの資料の中で、農業の一次産業の人口がどんどん減っていて、70代以上が7割だったかな、そういうことが衝撃的だったんですね。わかっていながらもあえて数字とかグラフで表されるとすごく衝撃的だなと思って見ていたんです。東京の小学生が我が家に研修に来た時に、話す機会が30分くらいあったので、あれを資料に子供が何を感じるかわからないんですけども、昔昭和50年代には半分の人が一次産業に従事していたんですが、それが効率化と共に人が少なくて良くなってきたというのもあって、方や三次産業だけが一気にこう伸びてきたというのが、感じてもらいたいと思ったわけですから、あえて申し上げた訳です。ところが人が少なくなってくると農地の維持っていうのはこの中山間地はなかなか難しいのであって、しかもその勉強よりも経験が農業の現場では一番ものを言うことが、昨日の現場を見て感じました。どんなに理屈がわかっている、この時期にはこれをやるんだとか、あるいは先に回ってこういうことをやっていて、例えば種まきの準備をしておくんだとか、そういうのがやっぱり農業には必要なんだと、今後も含めて農業者人口を増やしていく工夫や努力をしていかなければいけないという風につくづく思った次第であります。11月の大会においては、鈴木先生が面白い話をしてくれると思いますので是非皆さんで行きたいと

思います。よろしくお願いいたします。本日はどうもお疲れ様でした。終わります。

- 事務局長（佐藤正行君）以上をもちまして、令和7年第9回農業委員会の総会を閉会いたします。お疲れ様でした。
- 会長（遠藤重幸君）どうもありがとうございました。
（午後2時52分閉会）

この会議録は、農業委員会事務局主事佐藤京介が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和7年10月24日

会 長 遠藤重幸

署名委員（5番） 鈴木 麻友

署名委員（6番） 阿部あいつ